

令和5年12月

篠栗町議会第4回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：12月4日(月)～12日(火) 9日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	12	4	月	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
第2日	12	5	火	考 案 日		
第3日	12	6	水	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	12	7	木	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	12	8	金	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第6日	12	9	土	休 会		閉 庁
第7日	12	10	日	休 会		閉 庁
第8日	12	11	月	予 備 日		
第9日	12	12	火	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・閉会中の継続審査
						閉 会

令和5年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和5年12月4日(月) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 11番 , 1番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案等の委員会付託について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
83	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
84	篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
85	篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
86	篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
87	指定管理者の指定について	文教厚生 常任委員会
88	令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について	予算 特別委員会
89	令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会

令和5年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和5年12月6日(水) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	5 番	太郎良 瞳	議 員
2.	6 番	横山 和輝	議 員
3.	1 番	崎山 佐穂	議 員
4.	3 番	吉本 文枝	議 員
5.	7 番	品川 静	議 員

令和5年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和5年12月12日(火)午前10時開議

- 第1, 議案第83号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2, 議案第84号 篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3, 議案第85号 篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第86号 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第87号 指定管理者の指定について
- 第6, 議案第88号 令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について
- 第7, 議案第89号 令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第8, 発議第5号 篠栗町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和5年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月4日(開会)

令和5年 第4回 定例会 会議録

日時 令和5年12月4日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	花田篤
住民課長	有隅哲哉	健康課長	村瀬菊子
福祉課長	平山智久	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	城戸勝範
学校教育課長	田中久善	こども育成課長	有隅伸
社会教育課長	藤幸三	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆さんおはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

まず開会に先立ちまして、本定例会もライブ配信を一時中止しておりますことを申し上げておきます。

ただいまから令和5年第4回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットに送信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、議長において、11番、今長谷武和議員、1番、崎山佐穂議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会議は、本日から12月12日までの9日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は本日から12月12日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第83号から議案第89号までの、計7議案でございます。

それでは、議案第83号から議案第89号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 本日は、令和5年第4回定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、御出席賜り誠にありがとうございました。

今年も短い秋が過ぎ11月末からぐっと冷え込んでまいりました。

今年、「地球沸騰化」という言葉が流行語大賞にノミネートされるほどに、地球温暖化が深刻化した年でありました。

世界各地での異常気象を捉えて、地球全体で観測史上最も平均気温が高くなるであろうと関係機関が予想していました。

いよいよカーボンニュートラルに向けた取り組みを我々自治体も真剣にかつ具体的に進めなければならない時代が到来したと言えるでしょう。さて、12月4日から10日までは第75回人権週間です。本日、19時からクリエイト篠栗で人権週間に伴う映画上映会を開催いたします。今年は「破戒」です。今朝、私や三役、役場の課長で街頭啓発を行ったところでございます。夕方も同様の街頭啓発を行う予定ですのでよろしくお願いいたします。

提案理由を御説明する前に少しお時間をいただきまして最近の諸情勢について御報告いたします。

5月8日に新型コロナウイルス感染症の5類への移行が発表され、7か月弱が経過いたしました。町内においても、5類移行後、感染対策に注意を払いながらも様々な催しが復活してまいりました。多くの区で敬老会や運動会が、そして、町主催の文化祭やイルガーサ創業祭、スポーツ協会主催のささリンピックなどが開催されました。こうした催しを行うと、自ずと人が集う中で、会話が生まれ、互いの連帯が育まれてくるものでございます。

令和2年以降、新型コロナウイルス感染症対策のための自粛期間が長かったことから、何事にも少し億劫になった私たちですが、元のにぎわいを一生懸命取戻しましょう。その先に笑顔の絶えない、明るく楽しい私たちの暮らしが広がってくるものと信じております。ただ、まだ新型コロナ感染症が消滅したわけではありません。最近では、罹患すると大変な高熱に苦しんだり、長期間にわたる後遺症に悩まされたりするケースが多いと聞きます。これまでどおり、手洗い・うがい等を励行し、体調管理に気をつけて、免疫力を落とさないようにすることが大事であろうと思います。お互い気をつけましょう。

11月15日に、恒例の全国の町村長が一堂に会する、全国町村長大会がNHKホールで開催されました。

この大会において、「物価高騰等による国民生活及び経済活動への影響が深刻化しており、加えて、自然災害も頻発している。

国と地方は総力を挙げて、度重なる災害から復旧・復興と国土強靱化、東京一極集中の是正と地方創生推進による分散型国家づくりに取り組んでいかなければならない。我々町村長は、相互の連携を一層強固なものにしながら、直面する課

題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を生かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくりに邁進する決意である。」として17項目の決議をいたしました。

また、少子化対策は喫緊に対応しなくてはならない最重要課題であり、国と地方が緊密に連携し、子ども・子育て政策を抜本的に強化して、少子化傾向を反転させなければならないとして、

「少子化対策の推進と子ども・子育て政策の強化に関する特別決議」を、中山間地域を含む農村は、農業の基盤であることはもとより、人々が暮らすことによる自然資本の管理を通じて、経済活動のみならず、国土の保全や生態系の維持等に多大な貢献をしており、このような国家の礎である農業農村を絶対に衰退させてはならないとして、

「農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立等に関する特別決議」を、

令和6年度からひとり年間1,000円が徴収される森林環境税の配分において、農村地域において森林の所有者や境界の確定、再造林における鳥獣被害対策、林業の担い手確保等、今なお残る大きな課題に対処しながら、森林整備を進めており、更なる財源の確保が必要である。

このため、森林環境譲与税の譲与基準については、森林・山村地域の森林整備がより一層進展するよう、対象となる森林や森林割合を見直すことを強く求めるとして、

「森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する特別決議」を、

地域に暮らす人々の命と暮らしを守ることは、われわれ町村長に課せられた最大の使命であり、安全安心な地域社会を実現するためには、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の取組みを一層推進することが喫緊の課題であるとして、

「全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議」

の五つを全国926町村長の総意として、実現を強く求める決議をいたしました。

町村の多くは、農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料・エネルギーの供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしていることを改めて実感した全国町村長大会でございました。

また、11月30日には、石内代表監査委員・今長谷議選監査委員の2人から、令和5年度定期監査結果報告として、令和4年度の事務・工事に関する監査報告をいただきました。

その中で、これまで慣習として行ってきた事務において、法に基づいた厳正な事務処理を行うよう、また、事務が形式的になることのないよう「指導」を受けるとともに、事務監査において4件、工事監査において2件の「意見」をいただきました。

今後は、これらの「指導」や「意見」を十分掘り下げ、課題となっている事務等をしっかり見直し、改善してまいります。

どうもありがとうございました。

以上、諸情勢報告をいたしました。

続きまして、本定例会に提案しております、議案第83号から議案第89号までの7議案について説明をいたします。

議案第83号は、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行され、令和6年度から会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給することが可能となることに伴い、本町においても、勤勉手当の支給を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給に関し、会計年度任用職員を除外している規定を削るものであります。

議案第84号は、「篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、令和5年5月8日に公布された、地方自治法の一部を改正する法律が、令和6年4月1日に施行され、令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能となることに伴い、本町においても勤勉手当の支給を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、会計年度任用職員の給与に勤勉手当を加えるとともに、支給に係る規定を追加するものであります。

議案第85号は、「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するた

め本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、特定教育・保育施設の運営基準を定める際の従うべき基準を整理するものであります。

議案第86号は、「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本条例は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」並びに「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令」の施行に伴い、篠栗町国民健康保険の出産被保険者について、産前産後期間に係る国民健康保険税の減額を定めるため本条例の一部を改正するものであります。

議案第87号は、「指定管理者の指定について」であります。

本議案は、篠栗町葬祭場の現指定管理者、社会福祉法人篠栗町社会福祉協議会が、令和6年3月31日で指定期間終了となるため、再指定を行うことについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、指定管理者の選定に当たっては、篠栗町公の施設に係る指定手続等に関する条例第6条の規定により、選定委員会が設置され、同委員会にて選定されております。

公の施設の名称及び位置 篠栗町葬斎場 篠栗町大字篠栗3037番地

団体の名称 社会福祉法人 篠栗町社会福祉協議会 会長 城戸安行

指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

であります。

議案第88号は、「令和5年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について」であります。

当該補正予算は、令和5年度篠栗町一般会計予算に歳入歳出それぞれ3億7,260万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ125億4,321万3,000円とするものであります。

まず、歳入は、地方交付税を6,638万7,000円、国庫支出金を2億8,875万7,000円、県支出金を1,548万3,000円、諸収入を198万円それぞれ追加するものであります。

次に主な歳出は、総務費において、情報政策費として、健康管理システム等変更委託料181万5,000円、戸籍住民基本台帳費として、住基システム変更委託料462万円、それぞれ追加するものであります。

民生費において、障がい者福祉費として、自立支援サービス給付4,500万円、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付費関連として2億4,973万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

土木費において、道路橋梁費として、産業団地就労者通勤経路整備工事費1,500万円を減額するものであります。

教育費において、小学校管理費として、北勢門小屋内運動場耐震補強再検討事業委託料、515万6,000円、各小・中学校費として特別支援学級増室関連備品購入費2,074万5,000円を追加するものであります。

債務負担行為は、庁舎環境衛生管理業務委託のほか6事業について、令和6年度に総額3億5,226万9,000円追加し、また、行政事務包括業務委託については、限度額を7億5,000万円から7億9,500万円に変更するものであります。

最後に、地方債は、脱炭素化推進事業債を280万円追加し、地域活性化事業債を280万円廃止するものであります。

議案第89号は、「令和5年篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」であります。

当該補正予算は、令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、前年度普通交付金等の額の確定による返還金及び制度改正に伴う特別交付金等の補正により、歳入歳出それぞれ932万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,162万1,000円とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由であります。慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） はい。ただいまの提案理由に対し、大綱質疑を受付けます。

質疑はございませんか。

ないようですので質疑を終結し、次に移ります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第83号から議案第89号までの7議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

まず、議案第83号から議案第87号までの5議案につきましては、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に議案第 88 号及び議案第 89 号の補正予算 2 議案については、議長を除く 11 人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することといたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、6 番、横山和輝議員、副委員長は、9 番、栗須信治議員です。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前 10 時 20 分

令和5年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月6日(一般質問)

令和5年 第4回 定例会 会議録

日時 令和5年12月6日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎 山 佐 穂	2番	浦 野 雅 幸	3番	吉 本 文 枝
4番	門 馬 良	5番	太 郎 良 瞳	6番	横 山 和 輝
7番	品 川 静	8番	古 屋 宏 治	9番	栗 須 信 治
10番	村 瀬 敬 太 郎	11番	今 長 谷 武 和	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	今 長 谷 寛	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長	西 村 智 子	ま ち づ くり 課 長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	花 田 篤
住 民 課 長	有 隅 哲 哉	健 康 課 長	村 瀬 菊 子
福 祉 課 長	平 山 智 久	産 業 観 光 課 長	松 熊 大
都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁	上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範
学 校 教 育 課 長	田 中 久 善	こ ども 育 成 課 長	有 隅 伸
社 会 教 育 課 長	藤 幸 三	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 伯 和 久

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	伴 秀 代
主 事	黒 瀬 友 宏		

開会 午前10時00分

○議長(荒牧 泰範) おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

なお、会に先立ちまして、今定例会はライブ中配信を一時中止していることを申し添えます。

傍聴に来庁されました皆様方には、心より感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様に配付しております、一般質問通告書一覧1ページの注意事項を熟読されまして、御協力いただきますようによろしくお願い申し上げます。

本日は、議会事務局の職員に写真撮影を許可しております。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は5名でございます。

質問時間は申合せにより答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様には議事進行に際しましてのお願いを申し上げます。質問議員も答弁者も言葉遣いに気をつけるように求めます。発言内容を精査して小職において処置いたします。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、順次質問を許可いたします。

質問順位1番、太郎良瞳議員。

○議員(太郎良 瞳) おはようございます。

議席番号5番、太郎良瞳でございます。

通告に従い質問いたします。本日は、「買い物弱者支援について」お尋ねいたします。全国的に高齢化が進み、本町においても高齢化率は2023年3月のデータによれば24.9%、この10年で4.8%増加しています。2025年には全国で人口の30%が高齢者と予測されています。本町でも増加が見込まれると思います。

高齢化やそれに伴う運転免許証の返納によって、外出や買い物に行くことが困難になり引きこもった生活になることが危惧されます。農林水産省は、高齢者等を中心に食品の購入や飲食に不便さを感じる方を買い物弱者と位置づけています。本町でも、買い物弱者が増えてくると思われまます。

一部には、オアシスバスを利用するの買い物や移動販売を利用している人もいますが、不便さを感じている人は少なくありません。聞き取りに行くと、「買い物をすると荷物が増えるのでオアシスバスがあるので助かるがもう少し便があるといい」と言われました。また、移動販売では食材を手にとって選ぶことが出来たり、調理の仕方を話したりできるので感謝してありました。人が集まることにより、安

否確認やコミュニケーションをとり、会話を楽しむメリットもあると思いました。

高齢者が買い物なのに出かけなくなると孤独を感じたり、食生活において栄養が偏り健康に害を及ぼすことも出てくると思います。これらのことから次のことをお尋ねします。

1、買い物弱者支援や移動販売の実態を把握してありますか。

2、移動販売などそれぞれの地域やニーズに合った支援の方法を考えてありますか。

3、買い物等、家から出やすい環境整備のためコミュニティーバスやオンデマンドバスなどの導入を考えていますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(荒牧 泰範) ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) おはようございます。

太郎良議員からは「買い物弱者支援について」の御質問を受けました。買い物弱者と言われる方々への支援の在り方については、国においても各省で様々な取り組み指針が出されております。

国土交通省では「生活の利便性が高まるよう町の中心市街地に高齢者を移転させるコンパクトシティ化の実現」について、経済産業省では「買い物弱者対策としての食料日用品などの宅配事業に対する支援案」などの構想は出されておりますが、実現は基礎自治体に委ねられており、市町村で知恵を絞って地域に合った政策を実現していかなければなりません。2045年まで増え続ける高齢者支援のための様々なビジネスを民間の力で立ち上げ、それらの事業の採算がとれるように自治体において取り組みに応じた支援策を練ることが望まれています。

そのように、全国の市町村の課題解決に向けた努力をしなければならない状況であることを踏まえて、御質問については、項目ごとに1・2については産業観光課長から、3についてはまちづくり課長から答弁をいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長(荒牧 泰範) はい、産業観光課長。

○産業観光課長(松熊 大) おはようございます。

買い物弱者支援についての2点の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の「買い物弱者や移動販売の実態を把握しているか」についてでございます。移動販売の実態について、町や商工会においては把握出来ておりません

が、買い物弱者につきましては、高齢者を中心に商品の宅配サービスの需要が増えるなど、買い物支援などが必要な方が増加する傾向にあると思われまます。このため福祉部局や商工会などの関係団体と情報を共有し、必要に応じて実態調査を実施してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「移動販売などそれぞれの地域やニーズに合った支援の方法を考えているか」についてお答えいたします。現在、具体的な支援策は実施していませんが、移動販売事業への参入を検討している販売者などから問合せがあった際は、福岡県移動スーパー参入促進費補助金などの、国・県の補助金の活用を推奨しております。

御指摘のとおり、今後少子高齢化の進展が見込まれる中、買い物弱者支援については、行政の様々な分野での対応が求められる問題であります。関係部局が横断的に連携し、行政のみならず民間事業者やNPOなどの官民協働で継続的に取り組んでいる方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(荒牧 泰範) まちづくり課長。

○まちづくり課長(大内田 幸介) おはようございます、まちづくり課です。

3つ目の「買い物など、家から出やすい環境整備のためコミュニティーバスやオンデマンドバスなどの導入を考えているか」についての御質問にお答えいたします。

現在、篠栗町を含む近隣市町村にて、県が事務局を務める地方創生市町村圏域会議の中の糟屋中南部圏域において、地域公共交通対策が協議されております。篠栗町といたしましては、今後このような近隣町との広域的な交通なども踏まえ、町の環境整備は、町民の方々の移動の利便性を考慮し、オアシスバス活用なども含め、検討してまいります。

○議長(荒牧 泰範) 再質問ございますか。

はい、太郎良議員。

○議員(太郎良 瞳) それぞれの地域に合ったニーズに対しての質問ですけれども、今、移動販売の事のみ答えられてあったように感じたんですけれども、具体的に申しますと、城戸とか中町とかちょっと上のほうとかはボランティアの方が車で月1回か週1回車に乗せて、買い物に行きにくい高齢者の方をスーパーまで連れて買い物に行くということもしてあるんですけれども。そういうこととか幅広く考えてあるのかをお尋ねいたします。

○議長(荒牧 泰範) どなたが答弁なさいますか。

はい、町長。

○町長（三浦 正） 今、お話がありましたように、今はボランティアという形でいろいろ対応していただいていることは、私どもも承知しております。社会福祉協議会と昨日協議いたしました中で、社会福祉協議会が非常にリーダーシップをとっていろんな取り組みを対応していただいているということをお聞きしたところでございます。今後、対象者が増えるに当たって、先ほどから申し上げましたように、そのボランティアがもう少し幅広くビジネスとして対応できるような流れになってくるのではなかろうかと思っておりますので、ボランティアの域から一つ越えて、いろんな取り組みを支援していく流れになろうかと思っております。多少、もう少し様子を見ていかなければいけない時期かと思っております。

NPO法人なり、あるいは民間の小売店などが、県の補助金等を使って、あるいは今後考えられる町のこれに対する補助金のつくるつくらないは、またこれから検討しますが、そういうものを使って地域の高齢者に対する手当てをしっかりとしていかなければいけないというふうを考えております。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか。

○議員（太郎良 瞳） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい。

議員の皆様申し上げます、一般質問は議員に与えられた権利でございますので、発言の中で「よろしく願いいたします」「答弁ありがとうございます」は馴染みませんので、差し控えていただきますようによろしく願い申し上げます。

次に移りますが、質問順位2番の横山議員におかれましては、通告は1問でございましたが、内容が3つに分かれる様でございますので、3つに分けての質問をお願いしたいと思いますと思いますがよろしゅうございますか。

○議員（横山 和輝） はい。

○議長（荒牧 泰範） はい。それでは次の質問。

質問順位2番、横山和輝議員、どうぞ。

○議員（横山 和輝） おはようございます。議席番号6番、横山でございます。

今回は、9月議会での一般質問に引き続き「産業団地に関する疑問点について」3項目に分けて質問いたします。先ほど議長がおっしゃったように、1項目ずつ区切って質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

早速質問に入ります。産業団地は、計画当初から国有地を含めた約17.12ヘクタールを計画区域としております。したがって、計画区域内に国有地を含める際

には当然事前に国との綿密な協議が重ねられたものと判断して、計画区域に国有地を加えることに関しての国との協議文書の開示を求めましたが、そのような文書はないとの返答を受け驚きました。問題としている国有地は、事業用地1に属しその南側は急峻な崖となっており、地滑りのおそれがある区域でございます。そもそも開発エリアを特定せずに、測量・設計及び概算事業費の計算も出来ないと思います。そのことを考えると、国との協議書が存在しないとは考えられません。協議書の有無についてこの場ではっきりと説明してください。

もし、存在するのに存在しないと開示しなかったのなら、これは篠栗町情報公開条例第7条に違反になることを申し上げておきます。

以上、答弁を求めます。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 「産業団地をめぐる問題と疑問について」横山議員からは御質問いただきました。項目ごとに分けて御質問ということでございますので、まず1番目の質問について、大内田まちづくり課長から答弁をいたします。以後、2問目3問目につきましても、まちづくり課長から答弁をいたします。

○議長（荒牧 泰範） 私の説明不足で申し訳ございません。一覧表の中の括弧書きの(1)(2)(3)で分けていただきたいと思いますのでそのようによろしく願いいたします。

それでは、まちづくり課長どうぞ。

○まちづくり課長（大内田 幸介） それでは(1)「国との協議書の存在について」の御質問にお答えいたします。

令和5年10月12日に、国有地を篠栗北地区産業団地区域に取り込むための国に対する許可申請書及び国からの許可書との件名にて情報開示請求されました。

○議長（荒牧 泰範） 大内田課長。

すいません、もう少しマイクに口を近づけて下さい。

○まちづくり課長（大内田 幸介） すいません。これに伴いまして、令和5年10月31日に以下を開示いたしました。

1つ目は、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所と取り交わした「篠栗北地区産業団地開発に係る都市計画法第29条申請に伴う権利者の施行同意についてに係る同意に際しての覚書」2つ目は、九州地方整備局への道路法第24条規定の「道路工事施行承認申請書」この書類の中には平成29年8月から平成30年1月までの打合せ協議記録簿が含まれております。3つ目は、道路工事施行承認申請書

に対する九州地方整備局からの「道路工事施行承認書」、4つ目は、九州地方整備局福岡国道事務所へ提出の「篠栗北地区産業団地開発に伴う国土交通省所管用地の法面対策工関係図書の提出並びに対策工に関する本町決定について」、以上の4点を開示いたしました。

その際に、「開示文書とは別に事前の国との協議文書はないのか」のお尋ねが横山議員からありましたが、国への文書など提出以前に行った協議簿や、打診的な打合せ簿と判断し「ありません」と回答いたしました。

ただ、11月22日に横山議員から再度問合せがございまして、11月24日に福岡国道事務所にて問合せたところ、「篠栗北地区産業団地開発に係る開発行為許可申請書」、こちらを県に申請するための資料として、「篠栗北地区産業団地開発に係る都市計画法第29条申請に伴う権利者の施行同意について」という文書を、福岡国道事務所へ提出しておりました。

申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

横山議員。

○議員（横山 和輝） 私が今回この一般質問の中で今答弁を聞いている中でですね、何が1番お尋ねしたいかと申し上げますと、時系列で説明しますと、平成27年にはですね、入札を行っているわけです。篠栗事業団地の事業パートナーをですね、もうその前、以前にですね、当然、国有地を扱うという国との許可書はないんですかということをお伺いしたいんですよ。でないとどういうことが言いたいかといいますと、もし正式にですね、国有地を借受けて工事していいよ、というふうな許可を得ないと。言ってみれば勝手に国有地に対して町費をつぎ込むことになるんです。そういうことが、通常考えられないと思いましたので、今回こういった質問したんですけれども、正式にですね、1番最初に、国有地を使用してもよいという許可がおりたのはいつになりますか。

今ちょっと答弁の中で入っていたかもしれませんが、ちょっと聞き逃したところもありますので、そこを答弁お願いします。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

○町長（三浦 正） 今、横山議員の質問の中で、当然開発当初から、平成27年の購入当初から、国有地があって、それも含めて開発の申請をするんじゃないかという、当然の疑問と言えれば当然の疑問でありましようけれども、それは当時の議会に細

かく説明して御理解をいただいているものではありませんが、1番最初九州大学から土地を購入したときに、ここに国有地が存在するというのを私どもも把握しておりませんでした。開発は一体として進めようとした途中で、ここに扇型の台形型の国有地があるんだと国土交通省にお尋ねに行きまして、これは集水を、いわゆる地滑り防止のための集水ですよ、というようなお話がありました。

じゃあこれについて、この集水の機能をしっかり守るような形で、なお、さらに造成していく中で、地滑りが起きないように対策をしていくことによって、この国有地もいずれ払下げしていただくような流れになりますか、ということで私が何度も国土事務所に相談に行きまして、そのときにいろいろ御協議をしたという御報告はさせていただきます。いずれこの開発が終わった後、払下げについてはまた別途協議いたしましょうということでございますが、これを事前に私どもと協議を取り交わすことは、国道事務所としても不可能ですので、私と町長限りの話にしておきましょうということで、当時の事務所長と話した記憶があります。国土交通省にも非常に御相談に行きながら、この開発は一体としてやらなければいけないんで、この台形型の集水のところも何とか利用したいということで、最終的に、現在のよな形で利用することが固まり、先ほどから申し上げております正式文書を取り交わして、開発に至ったわけでございます。

27年以降の篠栗町の産業団地開発にかかる国土交通省、あるいはこの鹿島グループとの協議、あるいはこの購入いただくやまやさんとの協議等々につきましては、逐次、議会に説明したつもりでもありますので、もう一度、議事録等、あるいは、それぞれの時期の議員の皆様方にお聞きいただきまして御確認いただければ、お分かりいただけると思います。

○議長（荒牧 泰範） 町長すいません、ちょっと分かりづらいんで整理させていただきますが、横山議員がお尋ねの計画当初の要するにその協議書っていうのはなくて、口頭でのやりとりがあった後に正式に後で交わしたというふうに捉えてよろしいんですかね。

どうぞ。

○町長（三浦 正） 今申し上げましたように、平成27年段階で国土交通省の土地があるということを確認出来ていなかったということは、御報告したとおりでございます。そのあと、私どもが国土交通省と協議して、先ほど来申し上げた公式文書を取り交わしたということでございます。

○議長（荒牧 泰範） 再御質問ございますか。横山議員。

○議員（横山 和輝） 最初は気づかなかったと、そのあと気づいた後に、正式な協議書を交わしたと申しますか、正式に協議を交わしたのはいつなのかなんですね、私が知りたいのは。それはいつ頃になるんですか。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

○町長（三浦 正） いつなのかということにつきまして、度々でございますので、いつなのかと言われても、私と国土交通省の福岡国道事務所長との協議、あるいはそのあとの、私どものまちづくり課と国道事務所、それから出張所との協議等々、度重なる協議をずっと重ねて行って、先ほどの正式な取り交わしに至ったということでございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 当然、今回の一般質問、情報開示請求をしてそれが出なかったもので今回こういった形で一般質問しているんですけども、当然その担当課にはですね、そういった協議が行われているのであれば、当然国との協議なわけですから、記録が残っているはずですね。それを開示を求めましたが、それが出てこなかったわけです。それがおかしいなと思って今回質問しているわけです。結局出てきたのは、令和、それこそ去年ですね、去年の道路舗装ですね、駐車場にした時の道路舗装のときに初めて国との正式に許可申請書が出てきてそれを許可しているというのが出てきたんですね。

それ以前にやっぱり許可申請をしてないと、いくらその話合いをしてようが何だろうが、形上はですね、国有地を勝手に町がですね、造成工事もそうですし、測量もそうですし、ボーリング調査もそうですね、そういったもの勝手に行ったという形になるわけです。

そういうことがないと思いますので、そこをいつ協議を交わしたのかですね。当然、国と話合いしているわけですから記録が残っているはずだと思うんです。

それがいつなのかです。そこをお願いします。

○議長（荒牧 泰範） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） いつ協議を出したということで、先ほど答弁にもちょっと触れましたけども、国との覚書、こちらのほうはですね、開示しておりますが、平成29年12月の4日に取り交わしを行っております。その以前にそれに対する文書を提出しております。そちらがですね平成29年10月24日になります。議員とのやりとりの中で、開示のときのやりとりの中でですね、ちょっとこちらの分っているのを、うちのほうを取り違えておりました「ない」というふうな

ことを回答をしたわけでございます。ちなみに、道路占用的な部分の開示は前にしておりましたけども、そういったところの打合せ簿は2つ目ということで開示のお話をいたしました「道路工事施行承認申請書」、こちらのほうに平成29年8月から平成30年の1月までの打合せの協議簿等を一緒に開示させていただいている次第でございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 平成29年に行われたと。途中で気づいてですね、国有地あること分からなくて…、まあ、分からなくて…、分からないってのはちょっとおかしな話ですけども、そうなるのですよ、造成工事も平成29年に始まっているわけですよ。つまりもう工事が先か、話合いが先か、それは何とも言えないですけども少なくともそれに対する設計は行われているはずなんですね。

どういったふうに設計するか、それを国有地があった、それ、分からなかったから協議しようってなるとですね、設計もし直さないといけないんですよ。当然そういうことも当時ですね、全てやり直したということですか。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

○町長（三浦 正） 先ほど来申し上げておりますように、基本的なこの構想をしていく中で、台形的な、台形としての集水の国有地が分かったわけでございますので、当然のことながら詳細設計をしていく前に、私どもは国土交通省にここを開発していいか、ここを開発したいがどうか、ということの協議を度々したことは当然でございます。先にやって、国有地が後で見つかったんで設計をし直したとか、そういうふうなことではございません。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（横山 和輝） 次の質問に行きます。

○議長（荒牧 泰範） はい、2問目どうぞ。

○議員（横山 和輝） はい。では、次の質問に移ります。

次の質問「事業用地1の駐車場に関する質問」を9月議会でも行いましたが一向に是正されないので再度質問いたします。事業用地1を訪れた人は、みんな、駐車場の広さに驚いたと聞いております。そして、その全ての駐車場がやまやコミュニケーションズが所有していると思っているそうです。訪問者がそのように勘違いされるのも無理もないと考えます。なぜならどこにも表示板や案内板等がないからです。このような状況の駐車場に関し、幾つかの疑義が新たに生じたので、三つの質問に分けてお尋ねいたします。

一つ目の質問です。やまやは本社機能も全て産業団地に移しています。そのことを前提で計画するのであれば、駐車場の規模については、当然、真剣に検討されていたと思われます。時系列に説明すると、当初の段階では今イベント広場になっている町有地も含め、購入予定でしたが、最終的には経費的理由もあって当初計画よりかなり少ない面積を購入することになったと考えます。会社内部のことですので、このことを問題にすることではありませんが、やまやもそのような結論を出し、一部の町有地の駐車場を借受けたことであると思います。合わせて77台の駐車スペースがあれば十分と判断したからには、自らの判断に沿って社員の車での出社を制限するなりして、町に迷惑がかからないようにするのが一流企業の対応だと考えます。しかし現状は町のイベント広場や国有地の駐車場にも、相変わらず多くのやまや関係の車両が駐車しているのを見ると、町から自由に駐車してよいとお墨つきをもらっているんであると思ったりもします。そのようなことはないと思いたいですが、それならなぜ、やまやに強く抗議し、イベント広場及び国有地の駐車場への乗り入れを禁止しないのでしょうか。

また、事業用地1の国有地を駐車場に整備するため、国の機関である九州整備局に令和4年10月3日に占用許可を申請し、同月13日に許可を受けていますが、この許可はあくまで町に対する許可で、企業が利用することを許可したものではありません。それゆえ、占有料が無料となっております。現在の使用実態が国に知れると町だから利用出来ている駐車場の許可が取り消される恐れがあります。そうなった場合、この責任は誰がとるのか答えていただきたいと思います。

二つ目は、イベント広場についてお尋ねします。

町が作成した篠栗北地区産業団地イベント広場の見取図には、団地イベント広場兼駐車場と記載されています。本気でイベントのための広場と位置づけるのなら、駐車用の白線など引かなくて、一目でイベント広場と分かるような対応をすべきだと思いますが見解をお尋ねいたします。

次は国有地の活用についてお尋ねします。現在99台、普通自動車が駐車できるよう白線が描かれておりますが、ここにイベント広場を移し、残りのスペースを団地来訪者用の駐車場にすべきだと思います。むろん、現在は来訪者用の駐車場と位置づけていますが、大型バス等の駐車スペースが1か所もありません。このこともあわせて是正すべきだと思います。むろん、この場合は国有地占用許可をとり直す必要がありますが見解を求めます。

以上3点の答弁を求めます。

○議長（荒牧 泰範） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（大内田 幸介） （２）の「事業用地１の駐車場に関する質問について」の御質問にお答えいたします。

まず、一つ目のイベント広場や国有地の取扱いなどにつきましては先の議会一般質問で答弁いたしましたように、町としても、国有地とイベント広場においては、内外からの来訪者が楽しんでもらえる新たな観光場所ともなるような仕掛けづくりの一つであり、米の山の対となる町一望の景観を楽しんでいただき、中央に並木を配し憩いともなるよう、昨年、議会の議決を得て整備したものであります。

国有地の使用については１２月１日に福岡国道事務所へ再度確認を行いましたところ「国としては駐車場用地として占用の許可をしており、誰かれを問うものではない」との回答でした。

株式会社やまやコミュニケーションズにおいては９月から社員車両削減対策として、篠栗駅からの送迎車対応が行われております。町として、さらなる対応を訴え、かつ対策を検討してまいります。

二つ目の「イベント広場の位置づけや整備」につきましては、昨年の第４回定例会一般質問でもお答えしましたように、イベントなどの使用状況によっては会場の配置や規模により形態が変わると思われまますので、柔軟な対応ができる状態だと考えております。また、普段は内外からの来訪者駐車場利用や景観を楽しんでいただく憩いの場と考えております。

三つ目の「国有地の活用」につきましては今後の篠栗北地区産業団地の企業建設や、その他公園などの整備も含め、町有地イベント広場や国有地の利活用を検討してまいりたいと思います。

ちなみに現在、大型バスの乗り入れは株式会社やまやコミュニケーションズの協力により建物前の大型車駐車スペースを利用することで対応を行います。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか。

横山議員。

○議員（横山 和輝） やまやがですね、町有地国有地を無断使用しているということに対しての答弁を今お聞きしましたが、これからも検討していただかなんとか言ってますけれども、少し甘くないですか、それは、無断使用してるわけですよ。言ってみれば、ここは造成費とまた舗装費、幾ら町費を使ってますか。４億円以上使ってるわけですよ、ここは。４億円以上の町費を費やして整備したところを、４

月から半年以上ですね、無断使用をしてるわけです。それはもう、抗議といいますか、場合によって強制執行しないとイケないんじゃないですか。もう使わせないようにすればいいじゃないですか。なぜそれが出来ないのかです。

先週ですかね、先週か先々週、旧乙犬公民館でですね、火事がありましたね、ボヤみたいな形ですけども、そのときに、私も現場に行っただけですけども、その現場の横、町有地だったんですね。よく見ると町有地に無断駐車している車が7台も8台もあったわけですよ。そのことを、担当課に話してみるとですよ。もう本当数日間でもバリケード張られて、もう使えないようになってました。できるわけですね、こうやって使わせないようにすること。それを、もう半年以上も、しかもやまやのですよ、誰でしたかね、本部長ですか、2回も庁舎に呼出して強く指導しているにもかかわらず、この現状ですから、なぜ次の段階に移行しないのかです。

まず、なぜ黙認しているような形をとってるのかですね、もう今この場で言っただけじゃいいじゃないですか。もうすぐにでも、もう使わせないようにします、と。使っていることが、もうまず駄目なんですだからね。当然。なぜそのような行動を起こさないのか、他はそういう行動を起こしているのにもかかわらずですよ。何か理由があれば、そこを答えていただきたいと思います。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

○町長（三浦 正） 今、横山議員の意見としてお受け承りいたしますが、その他の町有地管理費地と、今回の産業団地の交流広場兼私どもの駐車場というのは、根本的に性格が違うものでございまして、すぐにバリケードを張って使えないようにしようという性格のものでは全くございません。

これは度々私どもも、議会において説明したことだと思っておりますし、現に、私どももイベントの際には、やまやの土地も含めて全体を使わせてもらっているという相互利用によって、今後これからの町の交流人口、それからいろんな対応をして、にぎやかさを取り戻そうとしているものでございます。ただいまの、すぐにもという御意見は、御意見としてお承りいたします。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 町長が今、性質は違うとおっしゃいましたけれども、先ほど、すぐバリケードが張られたという町有地は何も別に舗装してるわけでもないですし、何もないところなんですね。今回、産業団地に限って言えば、先ほど申し上げたとおり4億以上を費やしてるわけです。それを無断使用してると、どちらかといえばそちらのほうを徹底的にですね、きちんとしないとイケないと私は思いますけれど

もね。

そして言うのであれば、駐車場入り口P1・P2というのがありますね。来訪者用イベント広場に、またやまやの駐車場に入るたて看板っていうんでしょうか、案内板っていうんでしょうか。このP1・P2をよく見るとですよ、下に文字が書いてあるんですね、それがやまやファクトリーテラスと書いてあります。イベント広場また国有地も含めたところが、全てやまや専用の駐車場ですよ、というふうにとらわれても仕方がないような書き方をされてるわけです。そういうのを見てですね、担当課、町長もそうですけれども何も思わないんですか。_____

○議長（荒牧 泰範） _____

○町長（三浦 正） _____

○議長（荒牧 泰範） _____

○議員（横山 和輝） _____ 私もで

すね、こうやって黙認しているような状況を見ると、町長が、やまやに弱みを握られているんじゃないかと思います。そう思っても仕方がないと思います。そうではないというところを、今ちょっと答弁でですね、答えていただきたいと思います。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 自信を持って、弱みを握られているようなことはございません。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） それじゃ、なぜですね。何度も何度も、言ってることをですね、実行しないんでしょうか。ちなみに、もう一つ聞きたいのはですね、2回にわ

たって本部長を呼出して、強く指導してますと、担当課からの答弁が前回あったんですけれども、どういったふうにね、指導したんですか。またそれを聞いてやまや側がですね、それを何と答えたんですか。そこをお尋ねしてよろしいですか。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

○町長（三浦 正） この内容につきましても、度々私どもは議会において説明して、相互利用をしていく、あるいは私どもがやまやのツールにおいて、篠栗町の発信をしてもらい、今現に博多駅のやまやのブースでは、篠栗町のパンフレットを置いていただいている、そういう様々な相互利用の一環としてやっていることでございますので、今、議員が言われたようなことは一つの意見としてお承りするにとどめておきたいと思います。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員、どうぞ。

○議員（横山 和輝） ただいまの答弁ですと、やまやには町のいろんなことを宣伝してもらって、町のためにしてもらってるので、駐車場に関しては黙認にしていますというふうに聞こえるんですけれども、度々言いますけれども、そこをね利用させなくすればいいだけの話なんです。やまやが町のためにだとか、一民間企業がどうか、そういうことではなくてですね、町有地を無断使用しているという実情を解決しないといけないと私は思っているわけです。それ、なぜね、やまやが町のためにアピールしてもらっているから何だとか言って、その駐車場に触れないんですか。もう、今すぐにでも言えばいいじゃないですか。もうロープ張るだけでいいと思いますよ。ロープを張って、ここはイベント広場です、ここは来訪者用駐車場です、とすればいいだけの話だと思うんですよ。なぜそれが出来ないんですか、お尋ねしてよろしいですか。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） する意思是全くございません。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） やまやが、今現状使われてるとおり黙認にすると、黙認といえますか、もう公言していますから、黙認でもないですね。これからも、やまやに国有地であったり町有地を使用させるというふうに捉えますけどよろしいですか。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

○町長（三浦 正） 相互利用でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

- 議員（横山 和輝） じゃ次の質問に行きます。
- 議長（荒牧 泰範） はい、次どうぞ。
- 議員（横山 和輝） はい、では最後の質問に移ります。

最後の質問は「進出企業6社のうち未だに建設に着手していない3社」について質問いたします。

1つ目は用地取得から2年以内に操業できるようにすることが、企業立地に関する協定書に明記されていることから、当然、用地取得後に速やかに設計に取りかかる必要があったと考えます。したがって少なくとも設計図書はでき上がっていないと考えると思いますが、実情はそうならないようです。関係企業と頻繁に協議を重ね、関係企業の実情を把握している町は、当然、過去数年間の決算書等の提出を求めて、家屋の建設が可能かどうかの判断を下したものと考えます。まずはその決断を説明してください。

次に、進出企業の操業が遅れば遅れるほど、税金等の収入面で不利益を被っているわけですから、今後各社に最終リミットを伝えるなどして、厳しい対応をせざるを得ないと考えますが、町長の決意をお聞きしたいと思います。最後に各社の建設に向けた進捗状況をお尋ねいたします。

以上、答弁を求めます。

- 議長（荒牧 泰範） はい、まちづくり課長。
- まちづくり課長（大内田 幸介） （3）「進出企業6社のうち未だに建設に着手していない3社について」の御質問にお答えいたします。

まず1つ目の「関係企業の実情把握や建設判断」につきましては、前回の一般質問にて「協定条文で、区画の引渡しを受けた後2年以内に本件区画における工場等の操業を開始する、との記載を行っていることから、分科会や随時訪問など、協議を重ねているところでございます。しかしながら、コロナ禍の影響などもあり、現在、建設計画に至っているのは1社。他の2社においては、建設計画に至っておらず、3社とも建設操業はまだしばらく時間を要する状況でございます」とお答えしたように、売買からのこの期間は、コロナなど社会状況を考慮しての対応が主的な判断となります。

二つ目の「厳しい対応をせざるを得ないと考えるが」につきましては、5月からコロナも5類となり、期間も経過しておりますので、町としては進出企業の経営状況などを聞き取り検討し対応しております。

三つ目の「各社の建設に向けた進捗状況」につきましては、前回と答弁と変わら

ず、現在建設計画に至っているのは1社。ほかの2社においては建設計画に至っておりません。現在、協議継続中でございますので、報告など可能な時期となりましたら、議会に報告をいたします。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 未着工企業3社の今状況を答弁されましたけれども、1社はずいぶん少し先に話が進んでいると。残り2社に限って言えばまだいつになるか分からないと、そういった答弁でしたけれども、私は度々不思議に思うんですね。今、コロナだとかそういった理由をかねてですね、いつできるか分からないようなそういった答弁しましたけれども、企業はそれだけ苦しいということですよ、もう工場を建てる場合ではないと、そんな余裕がないと、もうそれいつなるか分からないと。そういうのであれば、町としてはですよ、今回は縁がなかったと、企業ももうここで工場なんか建てると、余計経営が苦しくなるわけですから、早々と諦めてもらって、次を探すべきじゃないでしょうか。もう契約では2年操業、もう契約不履行状態なんですね、3社は。町としてはもう、そういった状況ですので、ただでさえ、何度も言いますが篠栗北地区産業団地というのは20億の大赤字を計上したところですよ。その結果、大借金をね、町が抱えることになったわけですよ。1日も早く企業を完成させて、税収面でもですね、上げていかないといけないところだと私は思っていますけれども、この際ですね、見通しが取れないような2社に限って言えば、もう見通しが通れないような言い方でしたんで、そこはもう仕方ないので今回はもう見送っていただいて、ほかを探してみたらどうですか、そういった考えはありますか。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいまの御意見に私も全くの同意見でございます。しかるべきときに、縁がなかったということで、他を探す、もちろん、実際私どもも今他の企業も探しているところでございます、それにつきましても、御報告できるときに、しっかりと皆様方に御報告し、議会の承認を得て次の対応に進めたいと思っております。ただこの場ではまだ、具体的なお話できる状況ではございません。

○議長（荒牧 泰範） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） あともう1点お尋ねしたいんですが、前回の合同委員会に出された資料になるんですけども、こういった各企業と、未着工企業ですね、協議を何回も行ってます、担当課からそれこそもう会社によっては20～30回が協議

をして、そういうのを行いましたっていうのをエクセルワードで書いたような表にまとめて提出されたんですけれども、一体どんなね協議をしたんだろうと私も気になってですね、情報開示してみたんですけれども、これ何ひとつ議事録はおろかですね、資料も出てこなかったわけです。今協議をします話を進めていますってよく言うのんですけれども、いったいどういった協議を各企業と行ってるんでしょうか、そこお尋ねしてよろしいですか。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

○町長（三浦 正） 主に2社についてのお話であろうかと思えますけれども、協議の内容につきましては非常に微妙なところがございますので、この内容につきましては現在は執行権の範囲内で私どもが誠意を持って対応しているということで、情報開示できる内容ではないというふうに御判断いただければありがたいところがございます。私どもも顧問弁護士も交えて、次の対応をいろいろ考えておるところでございます。しかるべき措置をとっていこうというふうに思っているところがございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○委員長（横山 和輝） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい。ここでおおむね1時間が経過いたしましたので、11時5分まで休憩したいと思います。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時04分

○議長（荒牧 泰範） 通告時刻前ですが、お揃いですので再開いたします。

質問順位3番、崎山佐穂議員。

○委員（崎山 佐穂） 議席番号1番、崎山佐穂です。通告に従い質問します。

DX、デジタルトランスフォーメーションとは進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をよりよいものへと変革させるという概念のことです。国を先頭に、各地方自治体が進めるDX、デジタル改革で、暮らしを安心・安全かつ便利にしていくため本町も遅れをとるわけにはいけないと考えます。

町民と町をつなぐデバイスの一つであるスマホの普及率も年々上がっており、モバイル社会研究所によると、2023年の時点で日本国内の携帯所有者のうちスマートフォン比率96.3%、そして統計上一番利用の少ない層の70代以降でも79%となっています。

そして、篠栗町には町の公式LINEというプッシュ型の伝達手段があり、2021

年に運用が開始し約2年以上経過しています。調べましたところ、糟屋郡内7町と古賀市のうち6自治体に公式ラインがありました。利用者が1万人を超えるのは、篠栗町と宇美町でして、人口比でいうと篠栗町は33%と郡内1位でした。周知の効果や住民の利用意欲が高いのかなとうれしく思います。LINEのほかにも、情報取得手段として、ホームページ、ささぐりマップ、フェイスブック、インスタグラムを活用され、図書館も電子図書館が開館されるなど、情報発信の基盤は整ってきています。住民もオンライン情報を活用していると考える一方で、オンライン申請は余り進んでいないようです。

このことを踏まえて二つのことをお尋ねします。

1、特に保育園の申込み、各種施設の利用をオンライン化することで、町民の利便性や行政の業務効率が上がるのではと思います。現在は、申請に限られた時間にしか行えない。出向かないといけない。何度も同じようなことを書かなければいけない。利用申請する際に施設の空き状況が分かりづらいなど、効率的合理的ではないとの声も聞きます。オンライン化による合理化で、空いている時間の部屋や会議室をスポットで使う方も増えたり、利用促進も行えると思います。これらについて、篠栗町でもオンライン申請を始めたり、窓口とオンラインのハイブリッド化を進めていく予定ですか。DXを進める上では、デジタル・ディバイドを恐れていては前に進めません。以前の一般質問にもございました、スマホ講座をはじめ、デジタルに強くない住民を置き去りにしないための対策が必要と考えます。町での取り組みはどのようなものをお考えでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） すいません、今質問中、保育園と発言されましたが保育所でもよろしいですかね。

はい、では町長。

○町長（三浦 正） 「町のDXについて」という御質問をいただきました。昨今、企業のみならず自治体におきましても、DXという言葉が頻繁に使われるようになりました。自治体DXは、デジタル技術やデータの活用によって、自治体職員の業務効率化を図ることで住民の利便性をより向上させるための取り組みとされています。自治体経営の様々な分野においてDX化が求められ、国が掲げるデジタル田園都市国家構想において、様々な分野のきめ細かな支援策が提示されております。

現在は、篠栗町にこういった取り組みが一番求められているかを、財産活用課を中心に検討している段階であります。御質問につきましては財産活用課長から答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） はい、財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） 財産活用課でございます。

町のDXについてお答えいたします。

①の「保育所への申込みのオンライン化について」ですが、現在、保育所入所の申込みについては窓口で受付を行っております。本町におきましては、公平かつ正当な審査を行うとともに、御家庭の状況に応じた対応ができるよう、職員が対面で申請書類の項目を確認した上で、記入事項に齟齬や漏れが無い状態で受理しておるところでございます。そのような中、申請者の来庁の負担を少しでも軽減する目的で、デジタル庁の申請システム「ぴったりサービス」を導入していますが、現行の受付においても記載漏れやチェック項目の不備など散見されていることから、対面での確認や修正を要しているのが実情でございます。これらのことから、複数回にわたる聞き取りのための来庁を最小限とするために、オンライン申請はいまだ実施していないのが状況でございます。DXの推進のためにはこの点を改善していく必要があることから、運用の見直しの検討や、導入自治体の状況把握を行い「ぴったりサービス」の運用開始に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

次に「社会教育施設のオンライン申請について」ですが、現在は社会体育施設の予約状況を町のホームページを介して確認することは出来ますが、オンラインでの予約申請には至っておりません。近隣市町では、既にオンライン申請の導入を行っている自治体も増えており、導入経緯や視察も含め、現状の把握に努めているところでございます。今後は体育施設のみならず、その他の施設に関しましても導入を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、②の「スマホ講座をはじめ、デジタルに強くない住民を置き去りにしない対策が必要ではないか」との御質問ですが、令和4年度に福祉課におきまして、包括連携協定を締結する福岡工業大学の学生による高齢者向けのスマホ講座を開催し18名の参加がありました。また、総務省のデジタル活用支援推進事業を活用し、今月から来年2月にかけて、SNSやインターネット利用マイナポータルの活用方法などを学ぶスマホ講座を開催することにしております。また社会教育課におきましても、令和5年の5月・8月・11月の3回、クリエイト主催講座といたしまして初歩から学ぶスマホ教室の開催を実施いたしました。受講者は31名で、こちらも好評であったとの報告を受けております。引き続き、講座内容の充実を図り開催数を増やすことや、各公民館での開催など、スマホ利用に関する不安を少しでも払拭できるよう努めてまいりたいと考えております。

これからのDXに関する流れでございますが、令和8年度から国が主導する基幹系の20のシステムが標準化され、全国の市町村全てが同じシステムとなります。これも、国が進めるDXの一環であり、自治体職員も変革が求められているところでございます。このような流れの中で、業務のIT化を進めるのも一つの手法ですが、DX本来の趣旨は業務に携わる職員の意識と行動の変容を図っていくことにあります。

この点を踏まえ、町全体でITによる効果的な業務改善を追求し、住民サービスの向上につながるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、崎山議員。

○委員（崎山 佐穂） 再質問で、この保育所への申込みオンライン化について、もう一度尋ねたいと思います。

申請書類の項目を確認した上で、例えば不備があった場合に、来庁を最小限とするためにオンライン申請は実施していないというのは、オンライン申請だからこそ来庁回数を減らせるのではないかと思うんですけど、ここの認識が少しちょっと分からないんですけど、そのオンライン申請だと来庁を最小限に出来ないっていうことになるんですけど、それはどう捉えたらいいですか。

○議長（荒牧 泰範） はい、財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい。

担当しておりますのはこども育成課ですけど、聞き取りを行って、結果ですね、申請に来られる中で、結構、現状が申請の項目が余りにも足りない部分とか、そういったもののやりとりが頻繁に行われているということで、結局は電話でやりとりとかずっとやる、それを何回も繰り返すなら一度窓口に来ていただいて、その場でしっかり聞き取りを行って、1回で済ませたほうが効率的であるという考えから、まだオンライン申請に至ってないという形でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、崎山委員。

○議員（崎山 佐穂） はい。そして、記入の齟齬や漏れがない状態にするために、窓口の方も頑張っておられると思うんですけど、継続をされるお子さんの申請に関しては、保育園のほうで受け取っておると思うんですけど、その場合は保育所の先生とか、保育士たちが記入漏れのチェックを行っているのではないかと思うんですけど、それは、もちろんただ回収して町役場に持ってくればいい、という考えもあ

るんですけど、基本的には質問されてチェックしてというのを、現場で行っていると思うんですけど、それは実際現場のやることなのか、この場合だと行政職員が丁寧に行うとあるじゃないですか。なので、オンライン化することで、保育士の他の業務、行政の業務のほうをしなくて済むと思うんですけど、ちょっと話がずれてしまうかもしれないんですけど、対面にするよりも、オンライン化のほうが保育士の業務が減ると思うんですけど、そこはどう思われますか。

○議長（荒牧 泰範） はい、こども育成課長。

○こども育成課長（有隅 伸） はい、おっしゃられているとおり、受付業務に関しては、様々な内容、各保護者が完全に理解して受付されれば一番よろしいんですが、保護者の家庭環境や同居人の状況など、詳しく聞き取って記入する、もしくは書類の不備等をお伝えできるというところで、窓口対応で丁寧に対応させていただいてるところなんですけど、おっしゃるとおりオンラインで済ませるメリットというのは多々、多いというふうに理解しております。それで、オンラインと窓口のほうで、相談を兼ねた受付をするような、おっしゃられるハイブリット化というかそういった方向で、オンラインも窓口でもというような受付体制を検討進めていきたいというふうに思っております。

○議長（荒牧 泰範） 質問の、継続の場合は各保育所でというのは現状おっしゃっているとおりのことなんですかね。その辺りも再度はつきりしてもらえますか。

○こども育成課長（有隅 伸） 保育士さんへの負担も軽減するということも踏まえて、その受付体制は、これからはこうするというのはまだ決められないですけれども、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、崎山議員どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） はい。次に、スマホ講座のほうについて、もう一度尋ねたいと思っています。高齢者向けということで、それは年齢は何歳からなのかと、その弾力的に例えば少し、1歳足りないとか2歳足りないけど受けたい方でも駄目なのか、なんかその年齢で区切るとやっぱり、例えば75歳以上とか65歳以上とかなったときに、実際、苦手な方は、その年齢だけではないので、どういうふうに区切っているのかと。こちらは高齢者と書いてあるんで分かりやすいんですけど、このクリエイト主催講座の初歩から学ぶほうは年齢は区切っているんでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 社会教育課長。

○社会教育課長（藤 幸三） はい、社会教育課です。

先ほどの質問ですけれども年齢制限は上限はありません。ただ未成年等の関係がありますので、18歳以上からと、あと町内居住または町内就業者という形で限定をしております。上限はございません。実際先ほど答弁ありました講座につきましては、内容につきましては、やはり60代以上70代80代の方が多いのが実情でございます。以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） 先ほど、最後、一本化、国のほうで、どこでしたっけね。令和8年度から国が主導するということがありました。今後、オンライン申請、各町の講座だったり、保育所だったり、いろんなところでオンライン申請というのが時代に合わせて出来てくるのではと期待しているんですけど、この8年度からというのは、何かすごく変わることがあるんですか。

○議長（荒牧 泰範） はい、財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい。現在はですね、ほぼ、基幹系のシステムというところは住民情報システムのことでありまして、特に1階の窓口の業務に携わるところがメインでございます。今、市町村それぞれが業者に、自分たちに合った町に合ったシステムを導入いたしまして、業者と契約して導入を図っております。今後ですね、こういったものは町独自のシステムになっておったのが、全国と同じシステムに、どこも同じシステムを使うという形になりますので、そのような点で、国が進める形になりますので、特に「ぴったりサービス」とか、こういったものと今後連携を図れていくのかなというふうな認識で、今考えておるところでございます。

そういう点では、外に開かれたですね、オンライン申請とかそういったものがより進んでいくのかなというふうに捉えておるところでございます。

○議長（荒牧 泰範） 以上の場合は、終了宣告をしてください。

○議員（崎山 佐穂） これで終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、次に移ります。

質問順位4番、吉本文枝議員。

○議員（吉本 文枝） 議席番号3番、公明党吉本文枝でございます。通告に従い一般質問をさせていただきます。

1 問目「子宮頸がんを予防するHPVワクチン接種の推進について」。

HPVとはヒトパピローマウイルスのことです。このウイルスは子宮頸がんの患者

さんの90%以上で見つかり、HPVに長期にわたり感染することでがんになると考えられています。日本では、毎年約1万1,000人の女性が子宮頸がんにかかり、約2,900人の女性が子宮頸がんによって亡くなっています。また、患者さんは20歳代から増え始め、30歳代までにがんの治療で子宮を失い妊娠出来なくなってしまう女性が年間約1,000人います。日本での25から40歳の女性のがんによる死亡の第2位は子宮頸がんによるものです。幼い子どもを残して亡くなるためマザーキラーの異名がつけられています。

一方で、先進国と言われる国ではHPVワクチン接種率が約8割と高く、近い将来、子宮頸がん撲滅も可能だとの予測もあるそうです。また、日本では女性の接種でさえ普及していない中、海外では男性にも推進されています。子宮頸がんは、ほかのがんと違ってワクチン接種と2年に1度の検診で最も予防しやすいがんです。子宮頸がんの患者さんは「このことを知っていたらワクチンを接種していたのに」と同じ後悔をする人を出したくないと啓発運動に取り組まれています。子宮頸がんを予防する効果があるとWHOが認めているHPVワクチンを、国は、安全性について、特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回るとして、2022年4月から積極的勧奨を再開しました。それに伴い、約9年間の勧奨差し控えの影響を受けた対象者も救済処置として、3年間の期間限定で、定期接種と同じ条件で接種できるキャッチアップ接種が設けられました。キャッチアップ接種期間は、令和6年度末までとなっています。なので、平成9年度生まれの方から平成19年度生まれの方は、令和6年9月末までには1回目の接種をしなければ、3回接種を済ませることは出来ません。また、キャッチアップ期間に接種しなければ、9価ワクチンで約10万円、2価ワクチン・4価ワクチンで4万円から5万円の自己負担となります。キャッチアップ接種対象世代には、ワクチン接種率が1%未満という学年もあり、将来の子宮頸がん罹患を減らすためにはこの機会に接種を進める必要があります。そこで、3点伺います。

1、篠栗町でのHPVワクチン接種の方法と周知の仕方、接種の現状を詳しく教えてください。

2、HPVの感染は一般的に性的接触により起こるとされています。そのため12歳から16歳までの定期接種となっています。学校で子宮頸がんは予防できると学ぶ機会はありますか。接種の際、子どもだけの判断は難しいことから保護者への周知はどのようになされていますか。

3、ワクチン接種希望者でも電話での予約が出来ず、接種出来ていないとの声も

あります。未接種の方への再通知や予約の仕方の工夫などが必要と思われま。町としてのこれからの取り組みについてお聞かせください。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

○町長（三浦 正） 吉本議員からは「子宮頸がんを予防するHPVワクチン接種の推進について」の御質問をいただきました。3項目について御質問いただきましたが、健康課が所管をして対応しておるところでございます。御質問が詳細な内容も含まれておりますので、健康課長から答弁をいたさせますよろしくお願ひします。

○議長（荒牧 泰範） はい、健康課長。

○健康課長（村瀬 菊子） 健康課でございます。「子宮頸がんを予防するHPVワクチン接種の推進について」の御質問にお答えします。

はい、まず1番目の「篠栗町でのHPVワクチン接種の方法と周知の仕方接種の現状を」につきましては、ワクチン接種の方法としましては町内の5医療機関と福岡県内の指定医療機関で接種可能で、事前に直接医療機関に予約が必要となっております。

定期接種対象者につきましては、小学校6年生から高校1年生の女子が対象でありまして、篠栗町における対象者730名には令和5年6月にHPVワクチン接種のお知らせと子宮頸がんワクチンパンフレットを送付しまして、接種の御案内をしております。また、広報やホームページ等でもお知らせしているところでございます。

また、平成9年度生まれから平成18年度生まれでHPVワクチンの接種を逃した方のための接種につきましても、令和4年5月に、対象者1,102名にキャッチアップ接種の御案内をしております。また、令和5年7月には、令和9年度生まれから平成19年度生まれで、まだ接種を受けていない1,158名に公費で接種できる期限をお知らせし、早めに御予約いただけるよう御案内をしております。HPVワクチン接種の現状としましては、令和4年度に270名、定期接種の方が150名キャッチアップ接種の方が120名。また令和5年度につきましては10月末現在で251名、内訳は定期接種の方が136名キャッチアップ接種の方が115名の方が接種済みとなっております。

2番目の「子宮頸がん予防を学校で学ぶ機会はあるか、保護者への周知はされているか」につきましては、子宮頸がん予防を特化したものではございませんが、がんの原因と予防について学ぶ機会があります。また、夏休みなどの長期休みの前には、学校を通じて、定期予防接種の接種率向上のため、保護者あてのチラシを配布しております。また、町内の医療機関では、対象者の方への声かけやリーフレット

の配架などで御協力もいただいております。今後も、オアシス篠栗での検診や文化祭などのイベントでの啓発、広報やホームページなどで広く周知を行い接種を推進してまいります。

3番目の「接種希望者・未接種の方への再通知や予約方法の工夫などこれからの取り組みを」につきましては、これまで医療機関も新型コロナワクチン等で電話がつながりにくく、住民の方には大変御苦勞があったと思います。現在、一部医療機関では24時間予約ができるウェブ予約を行っております。今後も未接種の方へ接種していただけるよう、予約方法等に工夫が出来ないか検討してまいります。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、吉本議員どうぞ。

○議員（吉本 文枝） 接種出来ているかいないか御自身が確認、接種していない方だけに通知は行っているのでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 健康課長。

○健康課長（村瀬 菊子） はい。接種して…、

○議長（荒牧 泰範） もう少し大きな声でお願いします。

○健康課長（村瀬 菊子） はい。接種しているかどうかの確認につきましては、母子手帳等に記載されておりますし、またマイナンバーカードを使ってマイナポータルアプリで確認することも出来ます。それで、母子手帳の紛失やマイナンバーカードをお持ちでない方につきましては、予防接種の履歴を、オアシス篠栗の健康課で確認することも出来ますので、予防接種履歴情報を交付しておりますので、オアシス篠栗のほうにお問合せいただけるようお願いをしております。

あと未接種の方につきましては、先ほど答弁でもお伝えしましたとおり、令和5年度もキャッチアップ接種のお知らせとして通知をさせていただいております。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 分かりましたか。

再質問ございますか。

○議員（吉本 文枝） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい。次の質問どうぞ。

○議員（吉本 文枝） 二つ目の質問に移ります。「男性のHPVワクチン接種費用の助成について」。

日本では子宮頸がん予防として、女子のみに定期接種となっているHPVワクチン

ですが、海外では公費負担で接種できる国もあるようです。昨年11月には当事者である男子大学生らが男性へのHPVワクチン定期接種化を求めている約1万5,000件の署名を、厚生労働省に提出しています。そこで、3点伺います。

1、HPVが関係する男性の疾病にはどのようなものがありますか。

2、男性もHPVワクチンを接種することでどのようなことが期待できるでしょうか。

3、日本でも独自に接種費用の助成を開始する自治体もあります。町民の健康を守り、将来の子育て世代への支援策ともなります。篠栗町でも男性のHPVワクチン接種費用の助成をしてはいかがでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

もうそのままいいですか。

では、健康課長。

○健康課長（村瀬 菊子） 1番目の「HPVが関係する男性の疾病にはどのようなものがあるか」につきましては、中咽頭がん・陰茎がん・肛門がん・尖圭コンジローマなどがあります。

2番目の「男性もHPVワクチンを接種することで、どのようなことが期待できるか」につきましては、HPVは男性もかかる病気のため、HPVワクチンを接種することにより、それらの病気を予防することが出来ます。また、HPVの感染は性交渉が原因の場合がほとんどです。そのため、女性のみならず男性もHPVワクチンを接種することにより感染が広がるのが効果的に予防出来ます。男性がHPVワクチンを接種することはHPV感染や将来引き起こされるがんから自分を守ることが出来るだけでなく大切なパートナーを病気から守ることもなります。

3番目の「篠栗町でも男性のHPVワクチン接種費用の助成をしてはどうか」につきましては、厚生労働省の審議会では予防接種で用いる場合に期待される効果や疾病負荷が十分に明らかにされていないなど、安全性について現在議論がなされております。よって、町といたしましては、国や他の自治体の動向を注視し今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（吉本 文枝） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、次に移ります。

質問順位5番、品川静議員。

○議員（品川 静） 議席番号7番、品川です。

今回は「不登校児童生徒に学びの機会の充実を」について質問いたします。

文部科学省の調査結果によると、全国の小・中学校の不登校児童生徒数が、前年度から約22%増え約30万人で過去最多と発表されました。学校に行きし渋りと言われる児童生徒を含めると、実際はもっと多く存在すると言われていています。

文部科学省は、今年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」COCOLOプランを公表しました。そのポイントは学校へのアクセスではなく学びへのアクセスに重きを置いているところで、次の3つの目標が立てられています。

1、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し学びたいと思ったときに学べる環境を整える。

2、心の小さなSOSを見逃さず「チーム学校」で支援する。

3、学校の風土の「見える化」を通して学校を「みんなが安心して学べる」場所にする。

というこのプランを踏まえ、地域社会、各家庭、NPOやフリースクール関係等とも連携しながら取り組みの一層の充実に努めるよう通知されています。

昨年、不登校児童生徒への支援について一般質問した際、現場の声を聞き民間と連携など、仕組みづくりを検討したいとの回答をいただいたので、その進捗状況なども併せて、次の質問を行います。

1、町内の不登校児童生徒の現状と傾向、また改善への取り組みと基本的な考えは。

2、次にCOCOLOプラン目標1の学びの環境整備に教育支援センターの機能強化と居場所の確保が挙げられていますが、その取り組み状況は。また、居場所として児童館の利用を始めているそうですが、その状況と課題は。

3、さらに、前回も質問しましたオンラインによる自宅での学習機会の確保など、家庭教育支援は、現在どうなっていますか。そして、何より不登校児童生徒やその保護者を孤立させないことが大切で、COCOLOプランの目標2の心の支援にも一人一台端末の活用がうたわれていますが保護者や児童生徒とのコミュニケーションや、相談などの活用状況はどうでしょうか。

4、教職員の方々は日頃より通常の授業以外に地域との連携、指導要領、生徒指導、保護者対応、外国人児童生徒の指導や言語支援、もろもろの研修など、対応すべきことが、既に山ほどあります。さらに小学校でも、英語やプログラミングなどの教科が必須になり業務は増すばかりです。その上に、今以上の不登校への取り

組みではかなりの負荷が懸念されますがその対策は。

5、最後に不登校の要因が幅広く多様になったと言われていています。子ども自身の悩みに加え、貧困や虐待といった家庭の問題、ヤングケアラーや発達障害の影響なども、不登校につながっていると指摘されています。言い方を変えれば、不登校が子どもを取り巻く様々な課題をあらわしているとも言えるのではないのでしょうか。不登校対策は、各自治体独自の試みも見られるようになっていますが、篠栗町としてどう考え取り組むのかを町長に伺います。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

○町長（三浦 正） 品川議員からは「不登校児童生徒に『学び』の機会の充実を」との御質問いただきました。私もこの課題につきましては大変関心を持って取り組んでいるところでございます。まず、御質問が多岐にわたっておりますので、所管の責任者である教育長から、御質問についての答弁をしていただきます、よろしくお願ひします。

○議長（荒牧 泰範） 教育長。

○教育長（今長谷 寛） それでは、「品川議員の不登校児童生徒に『学び』の機会の充実を」につきまして私のほうから答弁をさせていただきます。

質問1、「町内の不登校児童生徒の現状と傾向と改善への取り組みと基本的な考えは」の御質問にお答えします。

本町の不登校の現状と近年の傾向でございますが、まず「不登校児童生徒は文部科学省より何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくても出来ない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるもの除いたもの」と定義されております。本町におきましては、本年度10月現在で不登校児童生徒に該当するのは107名でございます。昨年度、令和4年度の同時期は86名でございましたので、21名、2割強増加しております。近年の傾向といたしましては、新型コロナウイルス感染症に伴う生活環境の変化や、その制限による友好関係の築きにくさなどが背景となり、生活リズムの乱れ・無気力や不安・親子関係・保護者の登校に対する考え方・教員との関係など、多岐にわたる要因で心に不安を抱え不登校となる児童生徒が増えている傾向にあると考えております。

二つ目の質問、「COCOLOプラン目標1の学びの環境整備に、教育支援センターの機能強化と居場所の確保が挙げられているがその取り組み状況は」の御質問にお答えします。

このCOCOLOプランに示されている教育支援センターの機能強化や居場所の確保の取り組みの一つに、フリースクールなどの連携強化をうたっています。本町の教育支援センターにおいては、社会的自立や学校復帰を目指す児童生徒に対して、主に学習指導に力を注いでおります。一方、フリースクールなどでは、体験活動などを重視して教育プログラムが展開されており、それぞれの施設が独自の強みを生かしております。これらの環境の中で、フリースクール等の連携を進めるに当たり、合同授業や出張学習といった取り組みなどが、児童生徒にとって負担にならないよう、慎重に配慮する必要があります。このような背景を踏まえ、本町では児童生徒一人一人のニーズに合わせた柔軟な対応を心がけ、連携のプロセスを丁寧に構築することが非常に重要と考え、児童生徒の実態を正確に把握し意向を尊重しながらこの取組を進めてまいります。不登校の児童生徒が最適な教育を受けられる環境を整え、学習と成長を支援する所存でございます。

また、本町における児童館の運営に関しましては、子どもたちの健全な成長と情操の豊かな育成を目的としております。児童館は遊びを通じて、子どもたちの健やかな成長を促し心の育成に貢献する施設として位置づけられております。この施設は、全ての子どもたちに開かれた空間であり、自由に利用することが出来ます。不登校の児童生徒に対しましては、児童館を学びの場として活用することには、一定の限界があることを認識しております。しかし、学校に近接する児童館を不登校傾向にある児童生徒のための一時的な居場所として、提供することは非常に有意義であると考えております。

三つ目に、「オンラインによる自宅での学習機会の確保など家庭教育支援は現在どうなっているか。また、何より不登校児童生徒やその保護者を孤立させないことが大切である。COCOLOプランの目標2の心の支援にも一人一台端末の活用がうたわれているが、保護者児童生徒とのコミュニケーションや相談などの活用状況はどうか」の質問にお答えします。

オンラインによる自宅等での学習の実施に関しましては、児童生徒や保護者と密接に連携をとり、参加を希望する学習内容については事前に聞き取りを行っております。また、学習開始のタイミングや操作方法に関する不安についても、教員が児童生徒とともに検討し適切なサポートを提供しております。これにより、低学年の児童を含め全ての児童生徒がオンライン学習に参加しやすい環境を整備しております。

さらに、一人一台の端末を活用した心の支援の取り組みとして、児童生徒の心の

健康に焦点を当てたアンケートを計画しております。これは、楽しい学校生活を送るためのアンケートとして位置づけられ、不登校やいじめ防止、温かな人間関係の構築を目的としています。従来は、紙の用紙によるアンケートを実施していましたが、その分析には時間を要しておりました。しかし、端末を活用することで、アンケート結果を教員が即時に把握できるようになり、児童生徒への迅速な相談や対応が可能となります。このように、本町ではオンライン学習の推進と児童生徒の心のケアに関する取り組みを積極的に進めており、児童生徒一人一人の学習と心の健康の両面を支援してまいります。

四つ目の質問、「教職員は通常の授業以外に、地域との連携指導要領生徒指導、保護者対応、外国人児童生徒の指導や言語支援、もろもろの研修など対応すべきことが既に山ほどある。さらに小学校でも英語やプログラムなどの教科が必修になり、業務は増すばかりである。その上に、今以上の不登校への取り組みは、かなりの負担が懸念されるがその対策は」の質問にお答えします。本町では、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーによる児童生徒や保護者の支援を行っています。このスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、児童生徒の心理的社会的な問題に対応するための専門的なトレーニングを受けており、教員が授業や教育活動に集中できるように積極的に支援を行っています。

五つ目に、「最後に不登校の要因が幅広く多様になったと言われている子ども自身の悩みに加え、貧困や虐待にといった家庭の問題、ヤングケアラーや発達障害の影響なども不登校につながっていると指摘されている。言い方を変えれば、不登校が子どもを取り巻く様々な問題をあらわしているとも言えるのではないか、不登校対策は、各自治体独自の試みも見られるようになっているが、篠栗町としてどう考え、取り組むのかを尋ねる」の御質問にお答えします。

篠栗町における不登校児童生徒の支援に関しましては、個々の状況に深く配慮し、一人一人のニーズに対応することは極めて重要であります。不登校の背景には、品川議員がおっしゃるような多様な原因が存在し、家庭環境なども含めて個別に異なる事情がございます。そのため、児童生徒及び保護者の方々の心情に寄り添うことを最優先に考えております。具体的な支援として、各学校においては教員による家庭訪問や面談を行いスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、心理的なサポートを強化しております。

さらに、学習環境に関しましても、学校内の別室指導や教育支援センターを活用し安心して学べる場を提供しております。しかしながら、児童生徒や保護者の方々

には、多様な考えや価値観が存在し行政や学校だけの対応には限界があるという現実もございます。そのため、不登校児童生徒の支援において民間との連携を強化し、相互に協力補完する体制を丁寧に構築することが重要であると考えております。これらの取り組みを通じて、不登校児童生徒の支援の充実を図るとともにより効果的な支援の構築を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、品川議員。

○議員（品川 静） はい。まずですね、教育支援センターなんですが、学習指導の強化というふうになっているんですけども、実際そこに訪れた人の話を聞くと、高学年の自習室のような感じで、低学年はそこにずっといることは出来ないということだったんですが、居場所にはなるかもしれませんが学習指導にはなっていない状態ではないかと思うんですが、その辺りはどういう認識でしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（田中 久善） 学校教育課でございます。

今の教育支援センター、役場の横にございますが、今の施設の大きさだと今議員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、今の施設的な広さを最大限に有効に使うという意味ではああいう人数になってしまうんですが、今後は、多岐にわたる子どもたちの様子を見ながらいろいろな子を取り込んでいきたいなど、このCOCOLOプランにもあるとおりに進めてまいりたいんですが、なかなか議員がおっしゃるように不登校に関わる要因というのは様々でございます。で、これはこの構築は非常に大切なんですけど、一方で非常に困難な問題にもなってきております。ただ、このCOCOLOプランを進めながら少しずつ粛々と進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） この教育支援センターに関しましては答弁でも述べましたように、学習指導を中心とするところが主な目的にはしております。現在その形で動いております。あわせてですね、そのためにも、支援センターの支援員は学校の教員免許を持った方を配置して学習指導ができるようにというところで進めているわけですが、先ほど学校教育課長が申しましたように、支援センターを単なる学習支援だけにとどめず、今後ですね、私が考えているのは各学校の不登校支援への情報発信というかいろんなサポート、これも支援センターの中

に入れたらどうかと。事実、本年度は、特別支援教育相談員を配置しました。不登校の原因の一つに特別支援に関わる子どもたちもおりますので、その辺に關しまして、特別支援教育相談員をこの支援センターに配置し、それぞれの学校に出向いてその相談を受ける、教員からの相談、保護者からの相談を受けていると、そういう形のものをつくりました。これと同じようにですね、今後、不登校対応の支援員さんとの会議とかいろんなサポートとか、そういう意味のより積極的な支援センターの活用を考えております。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか。

はい、品川議員どうぞ。

○議員（品川 静） では次に、オンラインの使用の件なんですが、先ほどアンケートを考えているというふうに言っていたんですが、私が一番懸念しているのはですね、ちょっと相談もあってお話聞いたら「1年生のときに不登校になって、2年生になって、担任の先生も変わって、ちょっと居場所がないので」という相談だったので、「一度、学校の新しい担任の先生に相談なさったらどうですか」というようなお話をさせていただいて、お電話をしたところ、もう電話だけで終わってしまったというお話だったんですね。もう多分お忙しいし、やることもいっぱいあって、あとは前回もおっしゃってましたけど、やっぱり行けないという学校に近づくとか、そこからの連絡っていうのがなかなか難しいっていうこともあったとは思いますが。例えば、私がオンラインの講座とかに行くとちょっと顔出しは出来ないけども、なので会場には行けないけど、オンラインだったら講座を受けられますっていう方も混じっていたりするんですね。ということであればその相談っていうことで、アンケートだけではなく非言語のところですよ、会えなくてもお顔がもし出していただけるようなZoomのような環境であれば、でも、それも本人が選べますよね。声だけでお願いしますも言えるとしたら、すごく電話だけのやりとりよりは複数の方も、その声を聞けたりするので有効じゃないかなと思うので、アンケートだけでなくその辺の使用もぜひ進めていただきたいと思いますのですがどうでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 学校教育課長。

○学校教育課長（田中 久善） はい、不登校に対してのパソコンを通じてのオンライン授業なんですが、ちょっと実情をお話しします。

今、小学校では6名、これは学校と教室をつないだオンライン。中学校では4名

の同じく自宅と学校をつないだオンラインでございます。

で、学校には行けるが教室には行けないっていう子もいましてですね、そこは学校の少しクールダウンするところ、例えばそれぞれの学校にはその教室があるんですが、コネクトルームとかチャレンジ教室とか、そこの教室に入ってますね、一度クールダウンをするところがあって、そこで教室に行ける子もいれば、やっぱり教室までは行けない子の場合は、クールダウンする部屋で、パソコンでの授業を1日行ったりしているので、臨機応変にですね、一人一台パソコンを使ったところで、可能な限り、その辺を対応させていただいている状況ではございます。

○議長（荒牧 泰範） 教育長。

○教育長（今長谷 寛） オンラインに関するアンケートでございます。要は不登校になった子どもたちそしてその保護者の方にとっては「どこに相談したらいいのか、どこ窓口にしたらいいのか」という、そのうちの一つが先ほど言われたオンラインという形になっていくんじゃないかなと思うんです。

それで、このオンラインに関しましてはですね、今すぐどうやっていいのかちょっと私もその手だてのほうがすぐ浮かびませんので、担当課長、その他詳しい方と御相談しながらその窓口を開きたいと思うんですが、それ以外にも先ほど言いましたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それから学校にも不登校支援員というのを配置しておりますので、その方、それこそ一番相談しやすいのは、担任ではあるんですけども、やはりなかなか担任も数多くの業務を抱えて、細かく対応出来てないってのが現実、本来しなきゃいけないんですけども出来ないという現実もありますので、そういう意味でのサポートという意味で先ほど言いましたスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、それから支援センターの支援員、そういうもろもろのですね、まず紹介も含めてですね、不登校のお子様、そしてその保護者の方にはこういう相談窓口ありますよと。ぜひ、まずはそこに相談していただいて、改善を図っていきましょうというふうな形での紹介をさせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 答弁になっていましたか。

○議員（品川 静） それで、希望はそうしようとしてされているというのは承知したんですが、実際そうじゃなかったという例を申し上げたので、実際やりとりしたのは、もうその先生お1人、これは私も個人的な感じですけど「やっとの思いで2年生になってお電話した親御さんに、ちょっと会えませんかとか、こういう機会

もありますので」という案内がなぜ出来なかったのかなっていうところなんです。用意されているものはたくさんあるのはよく分かったんですけども、機能していなければもうなかったと一緒に思うんです。なので、その辺のせっかく用意しているものが活かさない原因とかを少し考えていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） 教育長。

○教育長（今長谷 寛） 今、言われましたように、実際準備はしているけれども、保護者の方が、どこをどういうふうに問合せたらいいかという部分もあると思いますので、その辺のシステム、担任がというよりも、担任はさらにこういうのもありますよ、という紹介したりとか、それからパンフレットとか、そういうふうな案内のチラシ等、もう準備したりとか、その辺をちょっと検討させていただいて、よりそういう子どもたちを守れるというか、支援できる体制を整えたいと思います。以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ですか。

○議員（品川 静） はい。

○議長（荒牧 泰範） どうぞ。

○議員（品川 静） はい。寄り添うというのがすごい大事だと思うので。

次の質問なんですが、児童館で不登校の受入れを始めていると聞いているんですが、親御さんはほとんど知られてないんですが、それは何か事情があったりしますか。

○議長（荒牧 泰範） はい、教育長。

こども育成課長。

○こども育成課長（有隅 伸） 児童館での不登校児童の受入れを拒否しているということではないんですけども、一つの居場所として利用をいただく分には有意義であるというふうに考えております。不登校の方の児童館が学びの場としての施設じゃありませんので、そういったことで一時的な居場所として御利用いただくということでございます。

○議長（荒牧 泰範） 品川議員、どうぞ。

○議員（品川 静） 利用できるわけですか。全館でですね。それは周知していいことですよ。ほとんどの方が知らない、ほとんどって私の聞いたお話でしかないですけども、どこにそんなの書いてありますか、みたいなことを聞かれたので、どういふふうな周知をしているのかを教えてくださいませんか。取りあえず学べなくても

居場所があるっていうだけでも、お子さんは親御さんだったり学校だったりっていう、ほかの方との接するところが児童館だったら先生もいらっしゃいますし、ということで、学ぶ場所ではなくても、そこにいられるんだったら安心かなと思うんですが、その辺の周知はどうなっているか教えていただけますか。

○議長（荒牧 泰範） はい、こども育成課長。

○こども育成課長（有隅 伸） 基本的に児童館は自由に来館することができるので、不登校の子どものための児童館という周知のやり方というのはちょっと考えていませんでしたので、そういった周知はやってないというのが現状でございます。

○議長（荒牧 泰範） 児童館を不登校対策施設等と捉えていいんですか。
教育長。

○教育長（今長谷 寛） 居場所としてですね、今、こども育成課長がお話ししたように捉えていただくことは十分いいと思います。ただ問題は、これをよく言われる出席扱いにするのかとか、そういうふうな問題なってくると学習過程はどうかとかいう形の検討になってきますので、居場所として使っていただくという段階までしか、それ以上は出来ないかなというふうに思っています。使っていいですよというですね。今後ですけれども、これも私の考えでございますが、本当に学校に行けないとか、要するにひきこもっている状態というのが一番私は避けなきゃいけないというふうに思っているんで、今言いました、そのいろんな施設、児童館でもありますし、それから、いろんな社会教育施設、図書館も含めて、いろんな施設がある、福祉施設も、いろんなところがあると思うんです。そういうようなところに顔を出すといいますか、居場所として存在できるということをちょっと検討しながら、それが出席扱いするのかどうかというのは、また次、課題だと思いますけれども、そういう広い範囲での施設とのかかわりについては、やはり検討していく必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） はい、品川議員どうぞ。

○議員（品川 静） はい。ちょっと最後にですね、保護者の方々は切実だと思うんですよね。子どもの学ぶ機会を失っているということは、ずっと気にされてることだと思うんですが、一方で、そうやってどんどん不登校の子たちの居場所をつくっていくことで不登校が増えてるんじゃないのかということも言われる方もいらっしゃるので、その辺はどのように考えているかを最後に聞かせていただいてよろしいですか。

○議長（荒牧 泰範） 教育長。

○教育長（今長谷 寛） 不登校の考え方でございます。学校に行かないと今のところ不登校というふうな形で考えている部分がほとんどです。ただ、学校に匹敵するような内容のことをされている施設に関しては、学校と同じ出席というふうな扱いをしております。先ほどと申しますか、学校教育課長が答弁の中でも言いましたように、非常に要因が多い、多岐にわたっているということから考えたときに、必ずしも子どもたちに与えるものは、授けるものは何なのかというところから考えたときに、いろいろ、先ほど言いましたいろんな施設もありうるんじゃないかな。そういう施設への居場所として出向いたときには、これはある意味、本人にとっては、生きる力をつける場所として、学習しているというふうにと捉えてもいいんじゃないかなというふうな思いは思っています。

しかし、これは簡単にですね「そうです」というふうには言えない部分ありますので、この辺についても今後の不登校対応について考えていながら、必ずしも学校に行っていないイコール不登校で学びがないんだという考え方ではなく、いろんな場所での経験が生きる力となり、大人になって生かされる、それも学びだというふうにも考えることも必要じゃないかというふうな考えでございます。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） よろしいですか。

○議員（品川 静） 終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい。なお、教育長申し訳ございませんが答弁のほぼ半分近くが質問者の質問の重複になっておりますので、1問目2問目という簡素な答弁をしていただきますように、以後よろしくお願いいたします。

また、品川議員におきましては名前の読み違い大変失礼しました、おわび申し上げます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして散会といたします。

散会 午後0時9分

令和5年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月12日(採決)

令和5年 第4回 定例会 会議録

日時 令和5年12月12日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎 山 佐 穂	2番	浦 野 雅 幸	3番	吉 本 文 枝
4番	門 馬 良	5番	太 郎 良 瞳	6番	横 山 和 輝
7番	品 川 静	8番	古 屋 宏 治	9番	栗 須 信 治
10番	村 瀬 敬 太 郎	11番	今 長 谷 武 和	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	今 長 谷 寛	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長	西 村 智 子	ま ち づ く り 課 長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	花 田 篤
住 民 課 長	有 隅 哲 哉	健 康 課 長 補 佐	村 瀬 菊 子
福 祉 課 長	平 山 智 久	産 業 観 光 課 長	松 熊 大
都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁	上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範
学 校 教 育 課 長	田 中 久 善	こ だ も 育 成 課 長	有 隅 伸
社 会 教 育 課 長 補 佐	藤 幸 三	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 伯 和 久

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	伴 秀 代
主 事	黒 瀬 友 宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆さんおはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載のとおり議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第83号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。
横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第83号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、令和5年5月8日に公布された、地方自治法の一部を改正する法律が、令和6年4月1日に施行されることについて、令和6年度から会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給することが可能となることに伴い、篠栗町においても勤勉手当の支給を行うために本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給に関し、会計年度任用職員を除外している規定を削除するものであります。

この条例については、令和6年4月1日から施行されます。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第 8 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 8 4 号「篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。
横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第 8 4 号「篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、令和 5 年 5 月 8 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日に施行されることについて、令和 6 年度から会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給することが可能となることに伴い、篠栗町においても勤勉手当の支給を行うために本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、会計年度任用職員の給与に勤勉手当を追加し、支給に関わる規定を追加するものであります。

この条例については、令和 6 年 4 月 1 日から施行されます。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 8 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 8 5 号「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の

制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 85 号「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例及び篠栗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、特定教育・保育施設の運営基準を定める際の従うべき基準を整理し、読替え内容の不備を補正するものであります。その他といたしまして、厚生労働大臣から内閣総理大臣への読替えとするものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第 85 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 86 号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 86 号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は「全世帯対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」並びに「全世帯対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の改正に伴う関係政令の整備に関する政令」の施行に伴い、篠栗町国民健康保険の出産被保険者について、産前産後期間に係る国民健康保険税の減額を定めるための条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、子育て世帯の負担軽減、次世代育成等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の保険税を免除するものであります。対象者は、令和 5 年 1 月 1 日以降に出産予定の国民健康保険被保険者（出産被保険者）です。妊娠 85 日（4 か月）以上の出産が対象で死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含んでいるとのことであります。出産被保険者が、その年度に納める世帯の国民健康保険税の所得割額と均等割額を 12 分の 1 した額に、産前産後期間（単体妊娠は最大 4 か月、多胎妊娠は最大 6 か月）を乗じて得た額を保険税額から減額するものであります。減額分の費用の負担割合は、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町は 4 分の 1 とのことであります。

この条例については、令和 6 年 1 月 1 日から施行されます。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですから討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第87号「指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会 委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第87号「指定管理者の指定について」

本議案は、篠栗町葬祭場の現指定管理者の指定期間が、令和6年3月31日となっており、新たに5年間、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

指定管理者の選定に当たっては、篠栗町公の施設に係る指定手続等に関する条例第6条の規定により選定委員会が設置され同委員会にて選定がなされたとのことであります。

公の施設の名称及び位置 篠栗町葬斎場 篠栗町大字篠栗3037番地

指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人篠栗町社会福祉協議会

会長 城戸安行

指定管理者となる団体の住所 篠栗町中央一丁目9番2号

指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで5年間です。

指定管理者の指定に当たっては、葬祭業者の平等な葬祭場施設の利用、葬祭場独占の防止、利用者の葬祭事業者選択の平等性を確保する必要性を考慮し、篠栗町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項、こちらは、公募によらない指定管理者の候補者の選定であるとのことです。5名の選定委員により2回の会議を開催し決定に至ったとのことであります。

当委員会の中で、質疑がありましたので説明をいたします。

「今後、施設の改修が発生した場合の工事費用負担区分について取り決めはあるのか」また「選定委員が5名とのことであつたがメンバー構成は」との質問がございました。

工事費用負担区分については、軽微なものについては指定管理者が実施し大規模な工事は町が負担する。選定委員の構成は、学識経験者1名、専門的知識者2名、副町長、担当課長の5名との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第 87 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 88 号「令和 5 年度篠栗町一般会計補正予算（第 7 号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○予算特別委員会 委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第 88 号「令和 5 年度篠栗町一般会計補正予算（第 7 号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 3 億 7,260 万 7,000 円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 125 億 4,321 万 3,000 円とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

ないようですので質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第89号「令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○予算特別委員会委員長(横山 和輝) 報告いたします。

議案第89号「令和5年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」

本議案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ932万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,162万1,000円とするものでございます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○議長(荒牧 泰範) はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、全員賛成と認めます。

よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、発議第5号「篠栗町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本発議は議員全員協議会において協議を行い、議員全員にて発議を行っておりますので、篠栗町議会会議規則第39条第2項によって、趣旨説明及び討論を省略したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議会事務局長に発議の朗読をいたさせます。

○議会事務局長(水江 靖浩) 発議第5号、篠栗町議会議長 荒牧泰範殿

「篠栗町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則(昭和39年議会規則第1号)第14条第2項の規定により提出する。

令和5年12月12日

提出者 篠栗町議会議員 村瀬 敬太郎

賛成者 篠栗町議会議員 今長谷 武和、栗須 信治、古屋 宏治、品川 静、横山 和輝、太郎良 瞳、門馬 良、吉本 文枝、浦野 雅幸、崎山 佐穂

提案理由、町長において専決処分にすることができる事項を定めるため。

以上でございます。

○議長(荒牧 泰範) 本案は議員全員による発議でございますので、質疑も省略し、直ちに採決に入ります。

発議第5号について、本案に賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(荒牧 泰範) はい、全員賛成と認めます。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9、「常任委員会の閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

総務建設・文教厚生両常任委員長から、会議規則第75条の規定によりタブレットに掲載の申出書通り閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことといたしました。

ここで皆様に連絡があります。第2回9月定例会からライブ配信を一時中断しておりましたが、本会議場のモラル等が適切に運営されていると判断いたしました。つきましては、令和6年3月第1回定例会よりライブ中継を再開いたします。住民の皆様方にはこの間ご心配お手間をおかけしたことをおわび申し上げます。今後は、議会運営を適切に行っていき皆様に関心を改めて持っていただくために、開かれた議会を目指しさらに前進してまいります。御理解御協力をお願いいたします。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長、何か発言することがあればどうぞ。

はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和5年第4回定例会の閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をはじめ条例案4件、指定管理者の指定について1件、「令和5年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)」をはじめ、令和5年度補正予算案2件の、上程いたしました7議案全てにつきまして可決・承認いただきましたことに感謝申し上げます。

今定例会の一般質問のやりとりの中で篠栗北地区産業団地において、まだ工場建設・操業に至っていない3区画について、早期完成に向けて何らかの働きかけをしなければならないのではないかと御心配の御意見をいただきました。私も全くそのとおりであると考えております。コロナ禍における事業の停滞期があったにせよ、篠栗北地区産業団地の建設・工場誘致は今後の自主財源を確保するための私のこの

4年間の最大の事業であり、町民の皆様とのお約束でございます。残り1年の中で、必ず、道筋をつける覚悟でございます。具体的進展がある際には、議会にも御報告し、御審議願うこともあろうかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

予算特別委員会における補正予算審議の際、財産活用課から庁舎耐震工事の概略の説明を行い、そのための債務負担行為3億755万5,000円の説明をいたしました。以前、執行部においては、現庁舎はJRの線路と隣接していることから耐震補強工事が高額になり難しいと判断し、耐震構造を備えた新庁舎の移転・建設計画構想を発表いたしました。これまでの議会においても、いつ頃のあたりに移転・新築する計画であるのかといった御質問をいただいておりますが、これまで具体的な計画については明言をされておりました。今般、現庁舎において外部からの補強工事ではなく、庁舎内での工事施工により新耐震にかなう補強工事が可能であるとの結論に達し、今定例会において債務負担行為案を提出するに至ったものでございます。令和6年度1年間をかけて新耐震にかなう庁舎にいたします。町民の皆様におかれましても、まさかの時にも、しっかりと災害対策本部として機能できる建物へと生まれ変わりますのでどうぞよろしく願いいたします。

また、福祉課から説明いたしました、「電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付費」いわゆる住民税非課税世帯に対する7万円の給付につきましては、岸田総理大臣は年内に給付を目指すと言われてましたが、本日予算が可決されたものであります。これから本格的に準備を始めることとなりますので、システム改修後、本年に当該給付金3万円の給付を受けた世帯に対しましては、御登録の口座に2月上旬から給付を開始する予定にしております。改めて税情報の確認が必要な世帯に対しましては、確認書提出の締切日までにお申込みいただくこととなります。対象の方には通知を差し上げるほか、詳細はホームページ上に掲載いたしますのでしばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

今年も残すところ3週間足らずとなりました。どうぞ来年も皆様にとってよい年となりますように御祈念申し上げ、篠栗町議会令和5年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。長期間の御審議どうもありがとうございました。

そして、今年1年どうもありがとうございました。

○議長（荒牧 泰範） 皆様、今年1年間大変おつかれさまでした。

少々早うございますが皆様良いお年をお迎えくださいませ。

本日の会議を閉じます。

これを持ちまして令和5年第4回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 10 時 26 分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

荒牧 泰範

篠栗町議会議員

崎山 佐穂

篠栗町議会議員

今長谷 武和
